

令和8年度～12年度

なかい男女共同参画プラン 2026

素案

令和8年1月

中井町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画の策定趣旨	3
2. 計画の性格	3
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制	4
第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題	5
1. 國際的な流れと国・県・町の動向	5
2. 統計データからみる現状	8
3. 住民意識調査からみる課題	14
第3章 計画の基本的な考え方	21
1. 基本理念	21
2. 基本目標	21
3. 計画の体系	22
第4章 計画の内容	23
基本目標Ⅰ 男女共同参画と多様性を尊重する意識づくり	23
(1) 男女共同参画と多様性の推進に向けた意識啓発	24
(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	25
(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進	26
基本目標Ⅱ だれもが自分らしく輝き・働く環境づくり	27
(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進	28
(2) 女性のチャレンジ支援と環境整備	28
(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	29
(4) 男女ともに働きやすい環境の整備	31
基本目標Ⅲ すべての人の人権尊重と安心・安全な社会づくり	32
(1) 人権を尊重するまちづくりの推進	33
(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶の推進	33
(3) 困難を抱える女性への支援の推進	34
(4) 生涯を通じた心身の健康づくりと切れ目ない子育て支援の推進	35
(5) 男女共同参画の視点に立った防災対策等の推進	36

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定趣旨

本町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成17（2005）年に「中井町男女共同参画プラン」を策定、第六次中井町総合計画との整合性を図るため、平成30（2018）年に「中井町男女共同参画プラン改訂版（以下、計画改訂版という。）」を策定し、町と町民の皆様との協働により男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

プラン改訂版の策定以降も、2030年を達成年限とする持続可能な開発目標であるSDGsの推進、コロナ禍以降の新たな日常や女性支援に関する新法の施行・労働関連の法改正など、社会状況が大きく変化しています。

令和7（2025）年度末をもって、計画改訂版の計画期間が満了となることから、社会の状況の変化や住民の意見等を取り入れ、男女共同参画社会の実現と女性活躍の推進に向けた取組を更に加速するため、新たに「なかい男女共同参画プラン2026（以下、本計画という。）」を策定します。

2. 計画の性格

◇本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画として、中井町における男女共同参画社会を実現するための指針となるものです。

◇本計画は、国の「男女共同参画基本計画」及び県の「かながわ男女共同参画推進プラン」を勘案するとともに、町の最上位計画である「第七次中井町総合計画」の部門別計画として、他の個別計画との整合性を図っています。

◇本計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）」第8条第2項に基づく市町村基本計画として位置付けます。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。町の最上位計画である「第七次中井町総合計画」と整合性を図るために計画の開始時期を合わせ、計画の最終年度である令和12（2030年度）にプランの見直しを行います。

	令和8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17年度 (2035)
中井町										第七次中井町総合計画
	なかい男女共同参画プラン 2026									次プラン
神奈川県	県プラン(第5次)		かながわ男女共同参画推進プラン(第6次) (令和10~14年度)							次プラン
国		第6次男女共同参画基本計画 (令和8~12年度)						第7次計画		

4. 計画の策定体制

- ◇ 本計画の策定にあたっては、公募による町民で構成される「中井町男女共同参画推進懇話会」において検討・審議を行いました。
- ◇ 併せて、本計画に町民の皆様の意見を反映するため、住民意識調査、パブリックコメント（令和8年1月を予定）を実施しました。

第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

1. 國際的な流れと国・県・町の動向

(1) 國際的な流れ

国際社会においては、国連を中心に、男女平等の実現に向けた取組が進められてきました。昭和 50 (1975) 年にメキシコ・シティで国連が開催した「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択されるとともに、その後の国連総会において、昭和 51 (1976) 年から昭和 60 (1985) 年までを「国連婦人の 10 年」とすることが宣言されました。以降、昭和 54 (1979) 年に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約) を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。

近年の動向

●世界経済フォーラムによる「ジェンダー・ギャップ指数」の公表

令和 7 (2025) 年 6 月、世界経済フォーラム (World Economic Forum: WEF) が公表した世界各国の男女平等の度合いを数値化した「ジェンダー・ギャップ指数」において、日本は 148 か国中 118 位であり、前年と同じ順位となっています。特に、経済及び政治分野における項目が低い評価となっています。しかし、令和 7 (2025) 年 10 月に日本初の女性首相が誕生したこと、今後順位の変動が注目されます。

●SDGsによる「ジェンダー平等」の推進

平成 27 (2015) 年に国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12 (2030) 年までの国際目標として 17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が公表されました。そのひとつのゴール 5 には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が示されています。

本プランに関連のあるSDGsの目標



(2) 国の動向

わが国においても、世界的な動向を受けて、男女共同参画に関する法律や制度の整備が進められてきました。

平成11(1999)年に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務などを定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、その翌年には、同法の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、5年ごとに基本計画が策定されています。

近年の動向

● 「第6次男女共同参画基本計画」の策定

令和8(2026)年〇月(閣議決定を予定)には新たに「第6次男女共同参画基本計画」が策定され、以下のような4つの目指すべき社会と3つの政策領域が示されています。

【目指すべき社会】

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

【3つの政策領域】

- I 男女共同参画の推進による多様な幸せ(well-being)の実現
- II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化
- III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

● 「困難女性支援法」の成立・施行

令和6(2024)年4月、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進する「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。対象は、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、性被害や家庭の状況等の様々な事情により日常生活や社会生活を送る上で困難な問題を抱える女性やそのおそれのある女性となっています。

● 「L G B T理解増進法」の成立・施行

令和5(2023)年6月、性的少数者に対する理解を広めるための「L G B T理解増進法」が成立・施行されました。正式名称は「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」であり、性的指向や性自認の多様性に寛容な社会の実現に向けて、基本理念を定めるもので、国・地方公共団体は理解増進施策の策定・実施に努めるものとされています。

(3) 県の動向

神奈川県においては、昭和 57 (1982) 年を「かながわ女性元年」として、「かながわ女性プラン」を策定した後、平成 14 (2002) 年 4 月に施行した「神奈川県男女共同参画推進条例」や、平成 15 (2003) 年度に策定した「かながわ男女共同参画推進プラン」（以降 5 年おきに改定）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行ってきました。

近年の動向

● 「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」の策定

令和 6 (2024) 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画及び DV 防止法に基づく「かながわ DV 防止・被害者支援プラン」の改定と合わせて、新たな計画として、令和 6 (2024) 年度～令和 10 (2028) 年度を計画期間とする「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」が策定されました。

● 「かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）」の策定

令和 5 (2023) 年 3 月、「～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～」を計画の基本目標に、人権の尊重、あらゆる分野への参画、ワーク・ライフ・バランスの実現、固定的な性別役割分担意識等の解消の 4 つの基本理念と 5 つの重点目標により、当事者目線に立ち施策を推進する「かながわ男女共同参画推進プラン（第 5 次）〔令和 5 (2023) 年度～令和 8 (2026) 年度〕」が策定されました。

(4) 本町の動向

本町における取組は、平成 17 (2005) 年に「中井町男女共同参画プラン」を策定以降、社会環境の変化に対応するため平成 30 (2018) 年に改訂を行い、様々な分野における男女共同参画に関する施策を推進してきました。

近年の動向

● 「中井町パートナーシップ宣誓制度」の導入

令和 4 (2022) 年 4 月に、性的マイノリティの方をはじめ、様々な事情により、婚姻制度を利用できずに、悩みや生きづらさを抱えているカップルを対象に、町がお 2 人の関係性を認め、宣誓書受領証を交付する制度を創設しています。また、連携協定を締結することで、協定する自治体間で転入・転出した後も、簡易的な手続きで引き続き本制度を利用できる相互利用の制度があり、令和 7 (2025) 年 2 月には、県西地域 2 市 8 町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町）と相互利用が可能になりました。

2. 統計データからみる現状

(1) 総人口と年齢3区分別人口

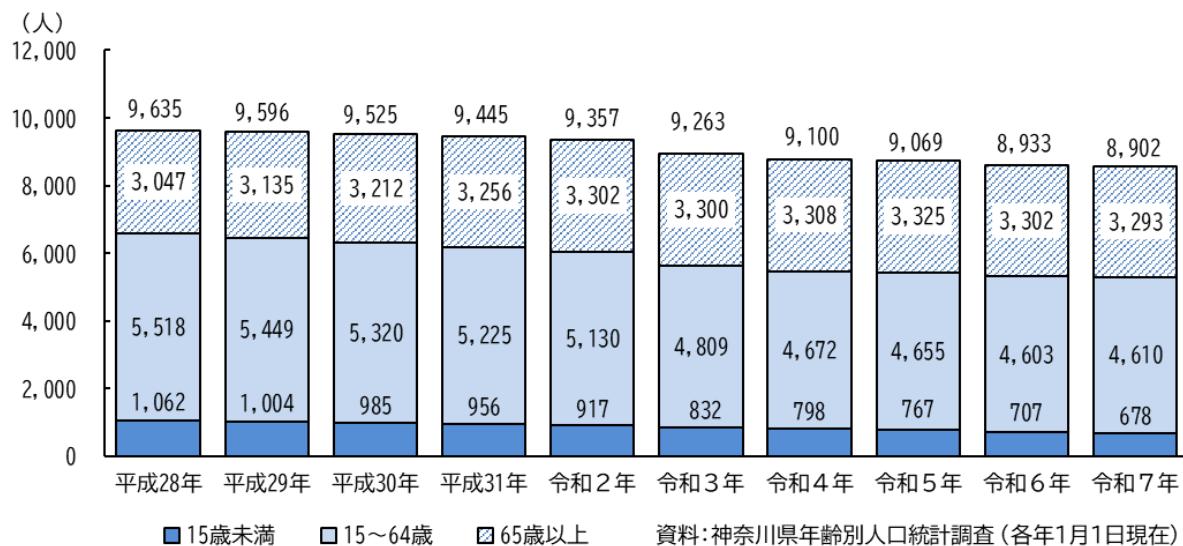
人口減少と少子高齢化が進行

町の総人口は、近年減少が続いている、令和7（2025）年1月1日現在8,902人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向、高齢者人口（65歳以上）は令和2（2020）年までは増加していましたが、令和3（2021）年以降横ばいで推移しています。

年齢3区分別人口割合をみると、本町は年少人口割合が低い一方で、高齢者人口割合が高く、国・県に比べ、少子高齢化が進行していることがわかります。

総人口・年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口の比較（令和7年）

	中井町	神奈川県	全国
年少人口（15歳未満）	7.9%	11.1%	11.1%
生産年齢人口（15～64歳）	53.7%	62.9%	59.6%
高齢者人口	38.4%	26.0%	29.3%

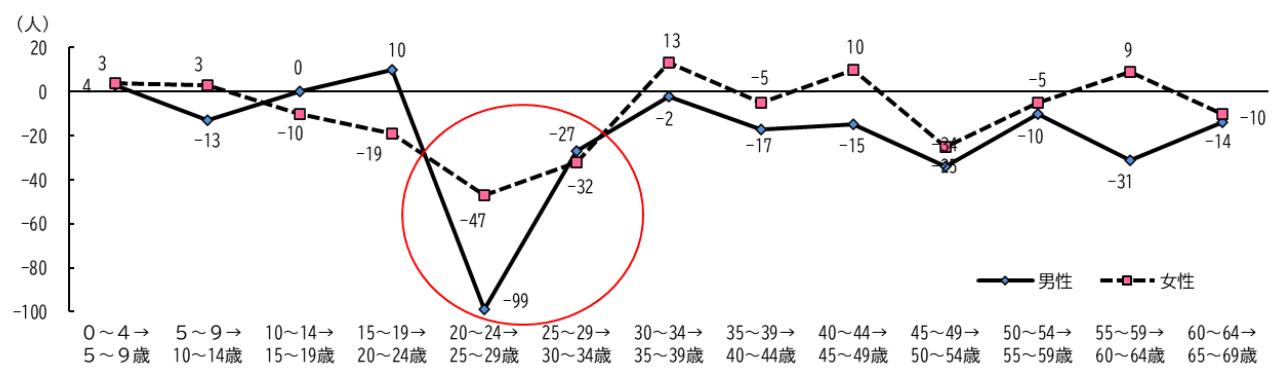
資料：神奈川県年齢別人口統計調査結果報告（令和7年1月1日現在）

(2) 人口の移動

若い世代は就職のタイミングでの人口移動が多い

令和2（2020）年と令和7（2025）年の年齢5歳階級別人口を比較し、ライフサイクルごとの人口の動きをみると、男女ともに就職（20～24歳→25～29歳）のタイミングで大きな人口流出がみられます。特に男性は100人近い減少となっています。

年齢5歳階級別人口の移動状況（令和2年→7年）



(3) 世帯構成

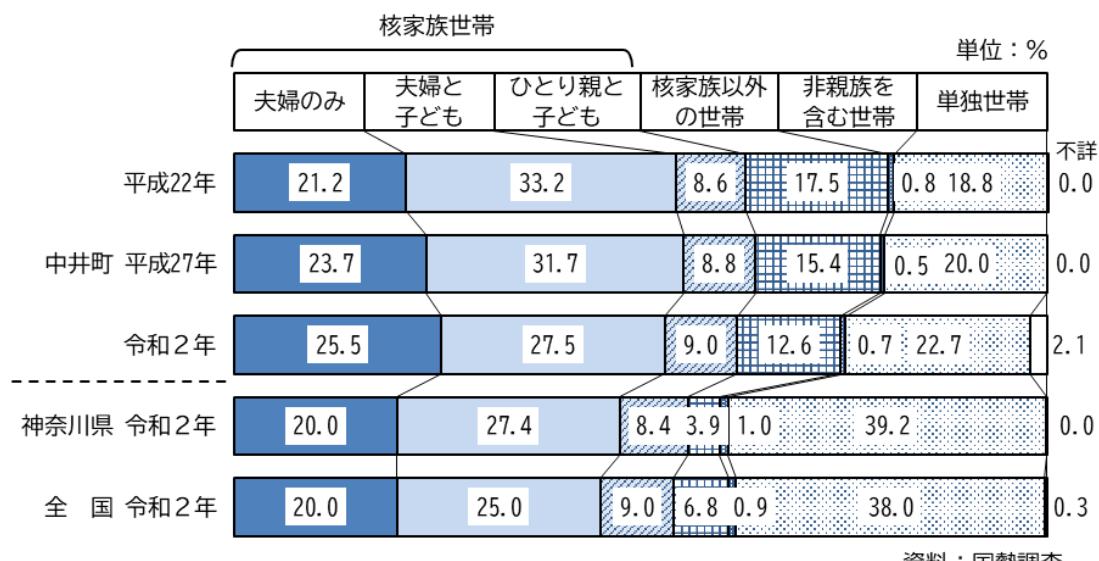
夫婦だけの世帯、単独世帯の増加など世帯構成が変化 夫婦のいる世帯の約半数は共働き

① 世帯構成の状況と推移

一般世帯を家族類型別にみると、本町では神奈川県や全国に比べ「単独世帯」の割合が低く、「夫婦と子ども」や三世代世帯を含む「核家族以外の世帯」の割合が高くなっています。

経年で比較すると、「夫婦と子ども」は減少し、「夫婦のみ世帯」や「単独世帯」が増加しています。

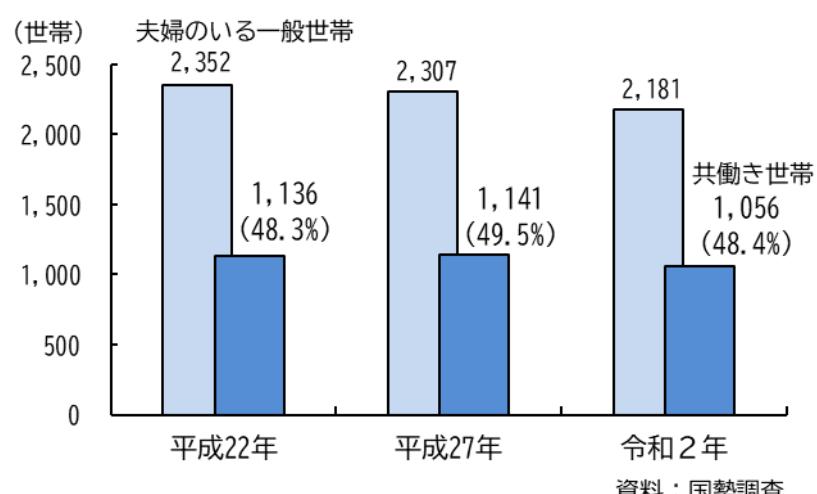
一般世帯の推移と構成比【3時点及び全国・神奈川県との比較】（令和2年）



② 世帯数及び1世帯あたり人員

夫婦のいる一般世帯における「夫・妻ともに就業」（共働き）の割合をみると、平成22（2010）年から横ばいで推移し、令和2（2020）年で48.4%と約半数の世帯が共働きとなっています。

共働き世帯数及び割合の推移【経年比較】



(4) 女性の就労の状況

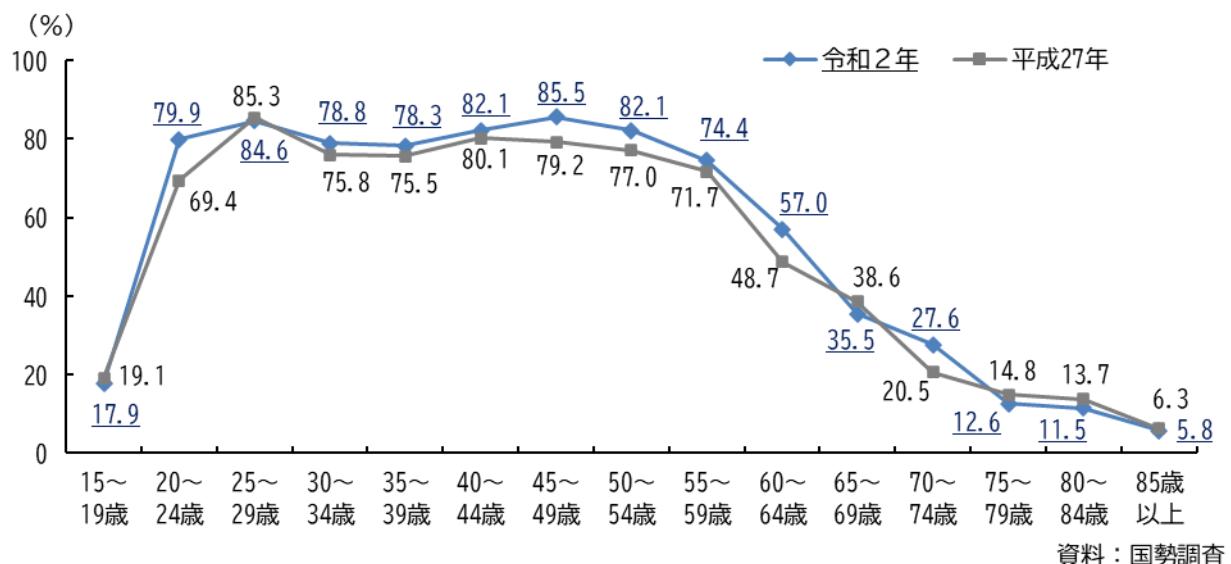
働く女性は増加しているが、非正規雇用が多い

① 女性の労働力率の推移

本町の女性の労働力率を年齢階級別にみると 20 歳以上では多くの年齢階級でも労働力率が上昇しています。

一般的に女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描くことが知られていますが、近年、全国的にM字の谷が緩やかになってきており、本町においても同様の傾向がみられます。一方で、25~29 歳をピークに正規雇用の割合が低下する「L字カーブ」が新たな課題となっています。

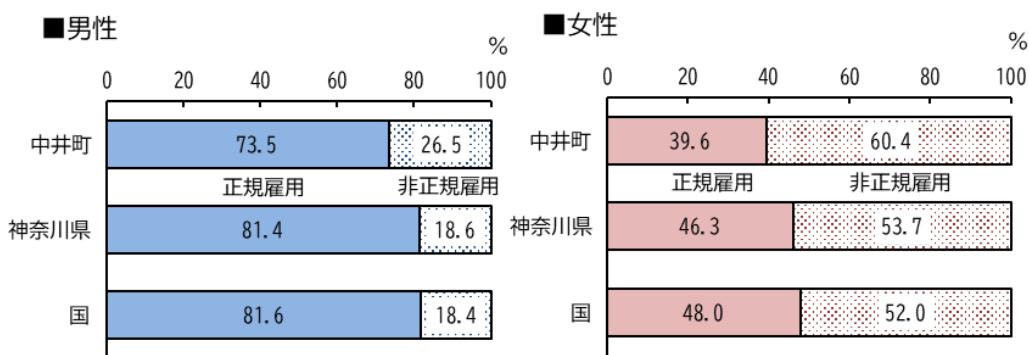
女性の年齢階級別労働力率【経年比較】(平成 27 年と令和 2 年の比較)



② 雇用形態

性別に雇用形態をみると、「正規雇用（正規の職員・従業員）」の割合は女性が 39.6% であるのに対し、男性は 73.5% と大きな差が見られます。一方で、全国や神奈川県との比較では、本町は男女ともに非正規雇用の割合が高いことが特徴となっています。

性別の雇用形態の内訳(令和2年)



正規雇用：正規の職員・従業員
非正規雇用：労働者派遣事業者の派遣社員
+パート・アルバイト・その他

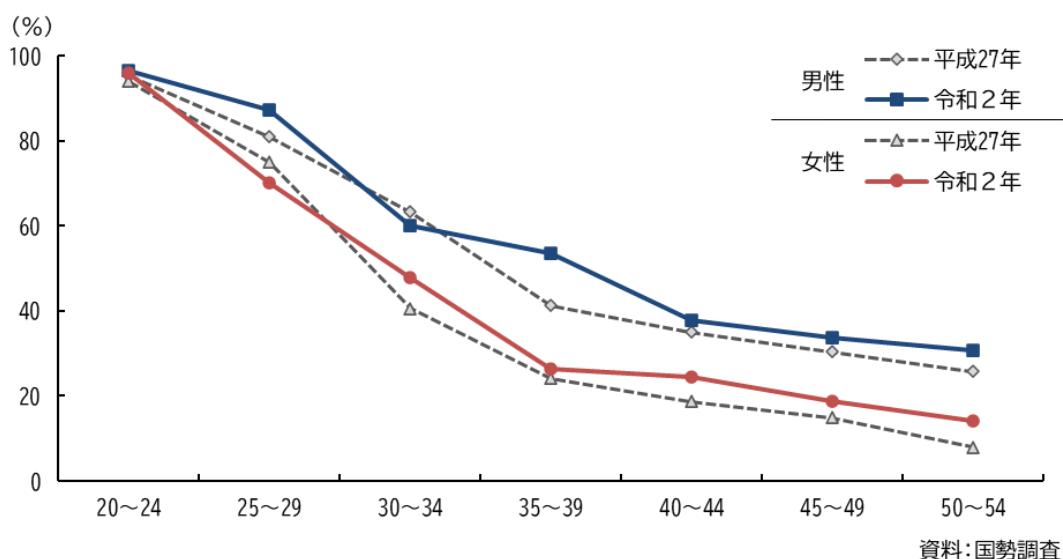
(5) 婚姻や出生の状況

男女ともに晩婚・未婚の傾向が進み、出生数も低下傾向

① 性別・年齢階級別の未婚率の推移

本町の性別・5歳階級別の未婚率について、経年で比較すると、男性では「30～34歳」、女性では「25～29歳」を除いて、令和2（2020）年の方が未婚率は上昇しており、男女ともに晩婚化、未婚化の傾向が進んでいます。

性別・年齢5歳階級別未婚率の推移(平成27年と令和2年の比較)



資料：国勢調査

② 出生数と合計特殊出生率の状況

平成29（2017）年～令和4（2022）年までの本町の出生数と合計特殊出生率※をみると、令和2（2020）年に大きく低下、以降横ばい傾向で移行し、令和4（2022）年は29人・0.83となっています。合計特殊出生率を全国・神奈川県と比較すると、いずれも下回り推移しています。

出生数と合計特殊出生率の推移

年	中井町 出生数	合計特殊出生率		
		中井町	神奈川県	全国
平成29年	42	1.00	1.29	1.43
平成30年	36	0.95	1.28	1.42
令和元年	45	1.13	1.23	1.36
令和2年	30	0.80	1.20	1.33
令和3年	32	0.94	1.19	1.30
令和4年	29	0.83	1.15	1.26

資料：神奈川県人口動態調査、神奈川県衛生統計年報

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ど�数に相当する。

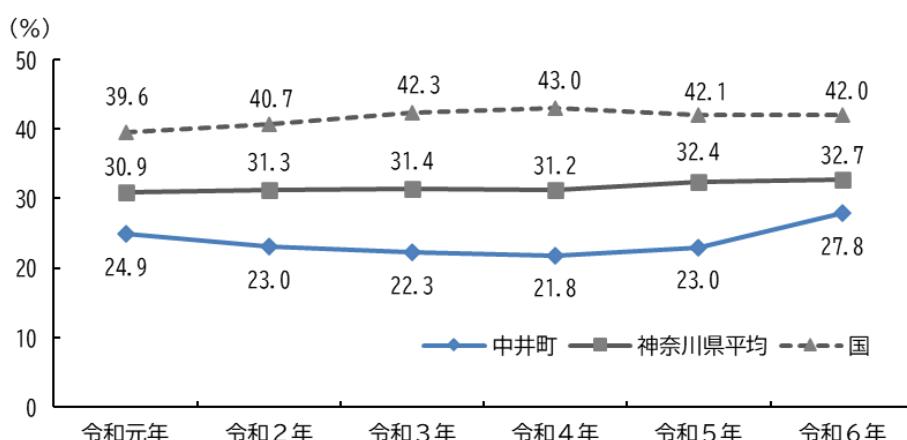
(6) 女性の活躍に関する状況

審議会の女性割合は国・県に比べ低い傾向 役場の女性管理職割合は係長相当職では6割越え

① 町の審議会等の委員における女性の割合

審議会等の委員における女性の割合の推移をみると、令和元（2019）年以降、概ね横ばいで推移し、令和6（2024）年 27.8%となっています。国・神奈川県との比較では、やや低い傾向にあります。

審議会等の委員における女性の割合の推移

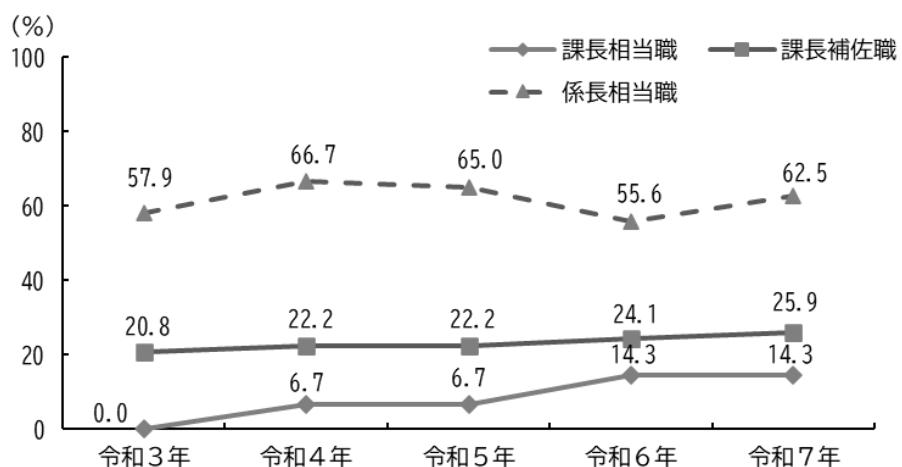


資料：国「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
県平均・町「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

② 中井町役場における女性管理職の登用状況

中井町役場の各職位に占める女性の割合をみると、女性職員の年齢構成等により、課長補佐職は2割台半ば、課長相当職では1割台にとどまるものの、係長相当職においては6割を超えておりことから、今後の上昇が期待されます。

中井町役場の各職位に占める女性の割合の推移



資料：中井町における女性の活躍状況の公表

3. 住民意識調査から見る課題

(1) 調査の目的

新たな「中井町男女共同参画プラン」の策定にあたり、住民の男女共同参画に関する意識や考え方を把握し、今後の男女共同参画に関する施策や取組に反映させるための基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査の目的

項目	住民意識調査
調査対象	町内在住の 18 歳以上 1,000 名
抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収（インターネットによる回答を併用）
調査期間	令和 7 年 7 月 24 日～令和 7 年 8 月 13 日
回収結果	郵送 193 件 WEB 80 件 計 273 件 (27.3%)

(3) 調査項目

調査項目
<ul style="list-style-type: none">▶ 各場面における男女の平等感について▶ 家事や子育てに関する意識について▶ 用語などの認知度について▶ 男女がともに働きやすい就業環境について▶ 防災対策における男女共同参画について▶ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について▶ 男女共同参画のために本町が重点を置いて取り組むべきこと

(4) 調査結果の概要

① 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担の考え方について

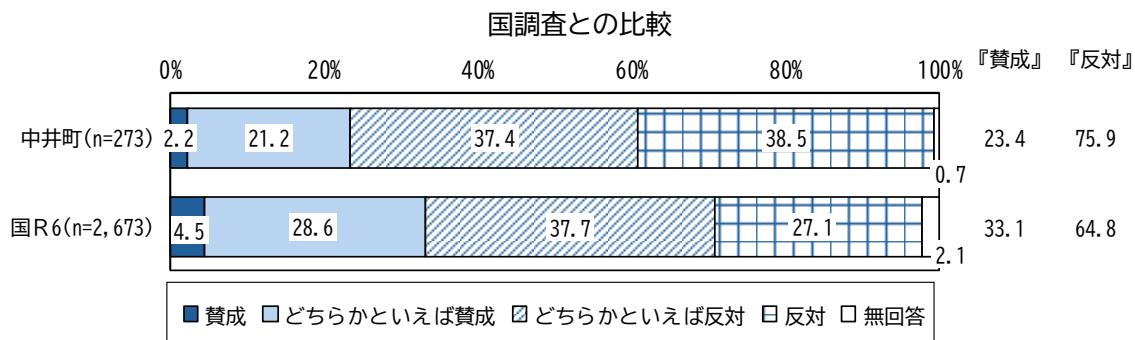
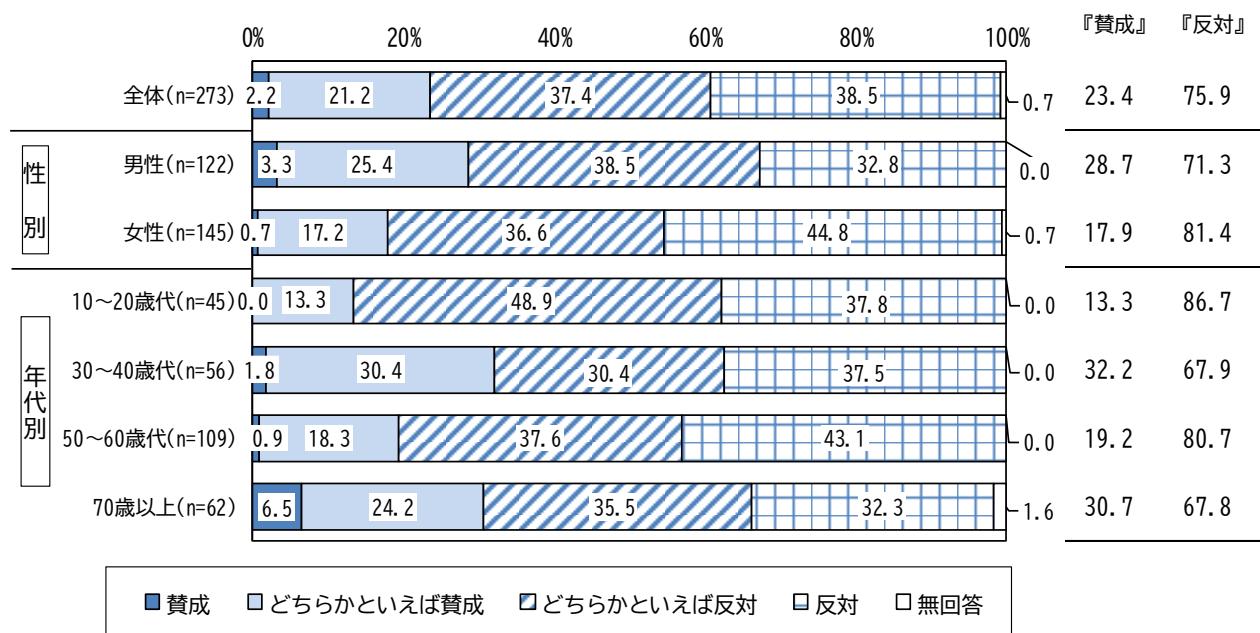
「男は仕事、女は家庭」に反対の割合は、性別では女性、年代では10～20歳代で高い

固定的な性別役割分担の考え方『反対（「反対」+「どちらかといえば反対」）』は75.9%と『賛成（「賛成」+「どちらかといえば賛成」）』の23.4%を大きく上回ります。

『反対』の割合は、性別では女性が男性を10.1ポイント上回ります。年代別でみると、10～20歳代と50～60歳代で8割を超える高くなっています。

国が実施した令和6（2024）年の調査と比較すると、『反対』の割合は国を10ポイント以上上回っています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について【全体／性別／年代別】



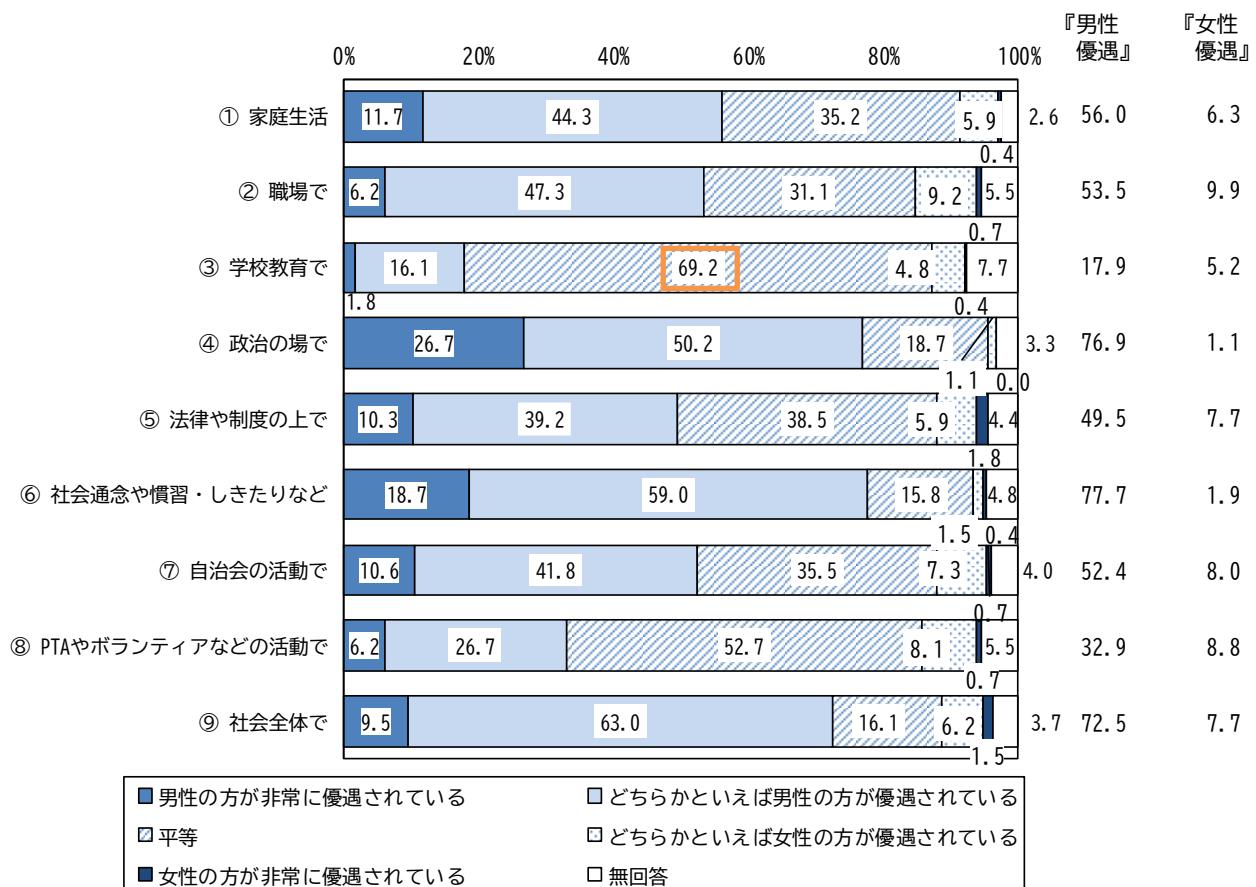
② 様々な生活の場面での男女の平等感

学校教育は平等と認識の一方で、特に家庭生活や地域活動において男女の意識差が大きい

様々な生活の各場面における男女の平等感について、「平等」との回答の割合は、<③学校教育で>が 69.2%と最も高く、次いで<⑧PTA やボランティアなどの活動で>が 52.7%、<⑤法律や制度の上で>が 38.5%となっています。

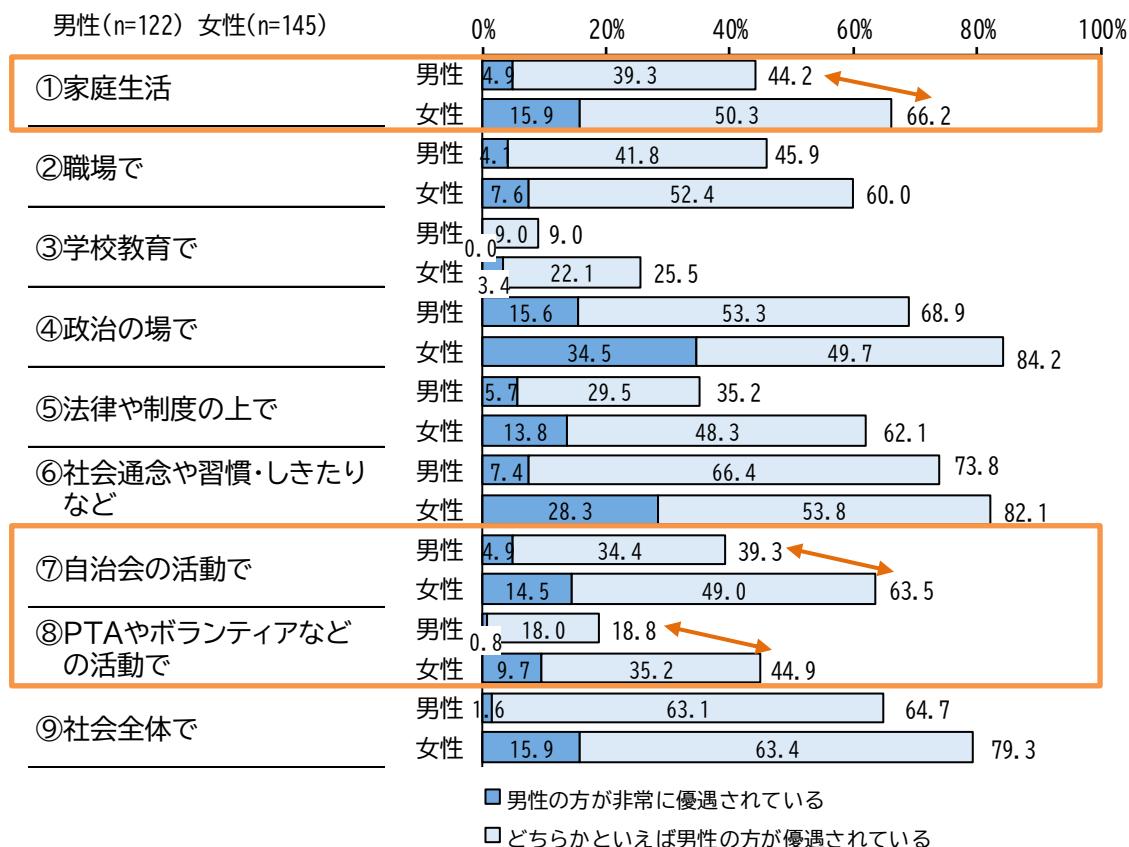
一方で、『男性優遇（「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）』は、<⑥社会通念や慣習・しきたりなど>や<④政治の場で>、<⑨社会全体で>で7割を超え高くなっています。

様々な場面における男女の平等感【全体】



『男性優遇（「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計）』の割合を性別にみると、すべての場面で『男性優遇』との回答の割合は、女性が男性を上回っています。特に<①家庭生活>、<⑦自治会の活動で>、<⑧PTA やボランティアなどの活動で>では 20 ポイント以上の差があります。

様々な場面における男女の平等感の『男性優遇』の割合 【性別】



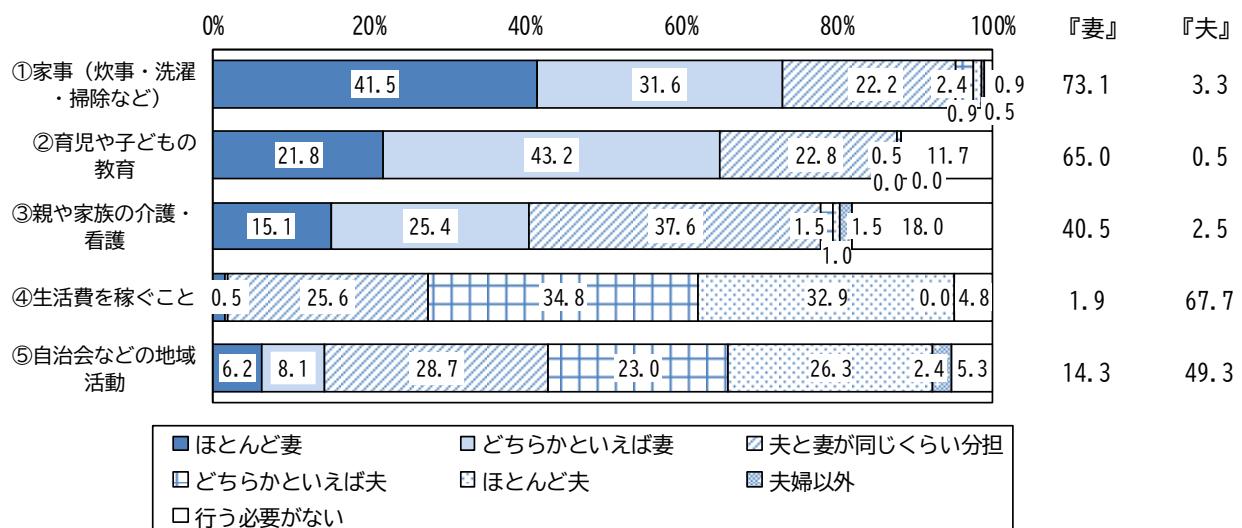
③ 家庭内の役割分担と満足度

女性は家事・育児・介護、男性は稼得役割と地域活動 役割分担の満足度は女性で低い傾向

家事・育児・介護等の役割分担について、『妻（「ほとんど妻」と「どちらかといえば妻」の合計）』の割合は、<①家事（炊事・洗濯・掃除など）>が7割前半、<②育児や子どもの教育>が6割半ばとなっています。

反対に『夫（「ほとんど夫」と「どちらかといえば夫」の合計）』の割合は、<④生活費を稼ぐこと>が6割後半、<⑤自治会などの地域活動>で約5割となっています。

家事・育児・介護等の役割分担【全体】

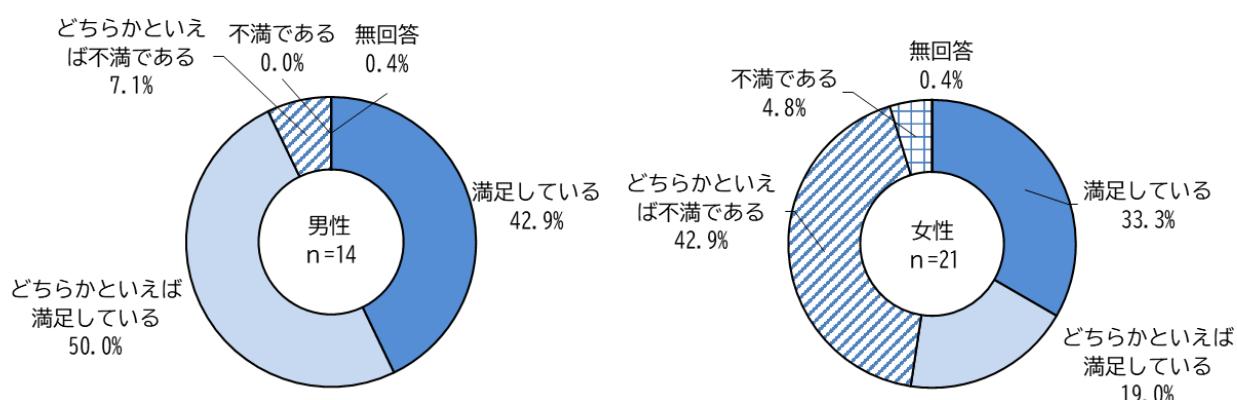
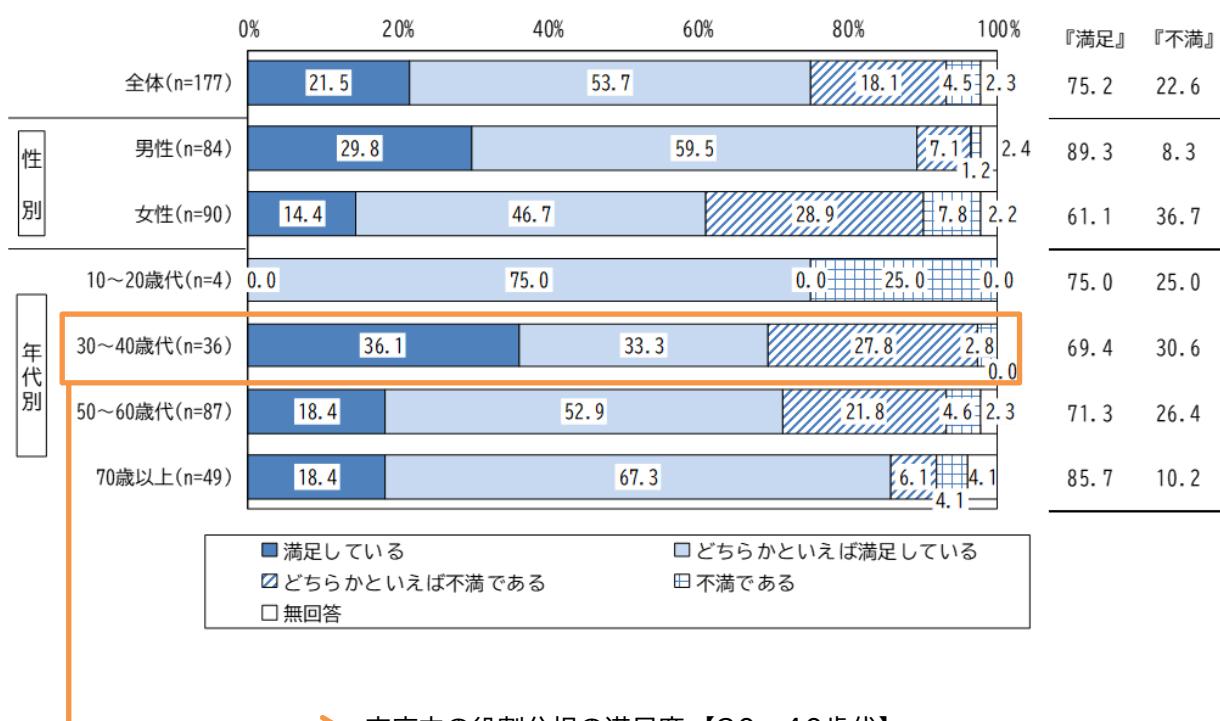


そうした家庭内の役割分担に対し、既婚者（またはパートナーあり）の『満足（「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計）』の割合は、男性が女性を 28.2 ポイント上回ります。

年代別で見ると、30～40 歳代は「満足している」と「どちらかといえば不満」がともに他の年代を大きく上回るなど、意見が分かれます。

30～40 歳代の回答を更に性別で見てみると、「どちらかといえば不満」は、男性 7.1% に対し、女性 42.9% となっています。

家庭内の役割分担の満足度【全体・性別・年代別】



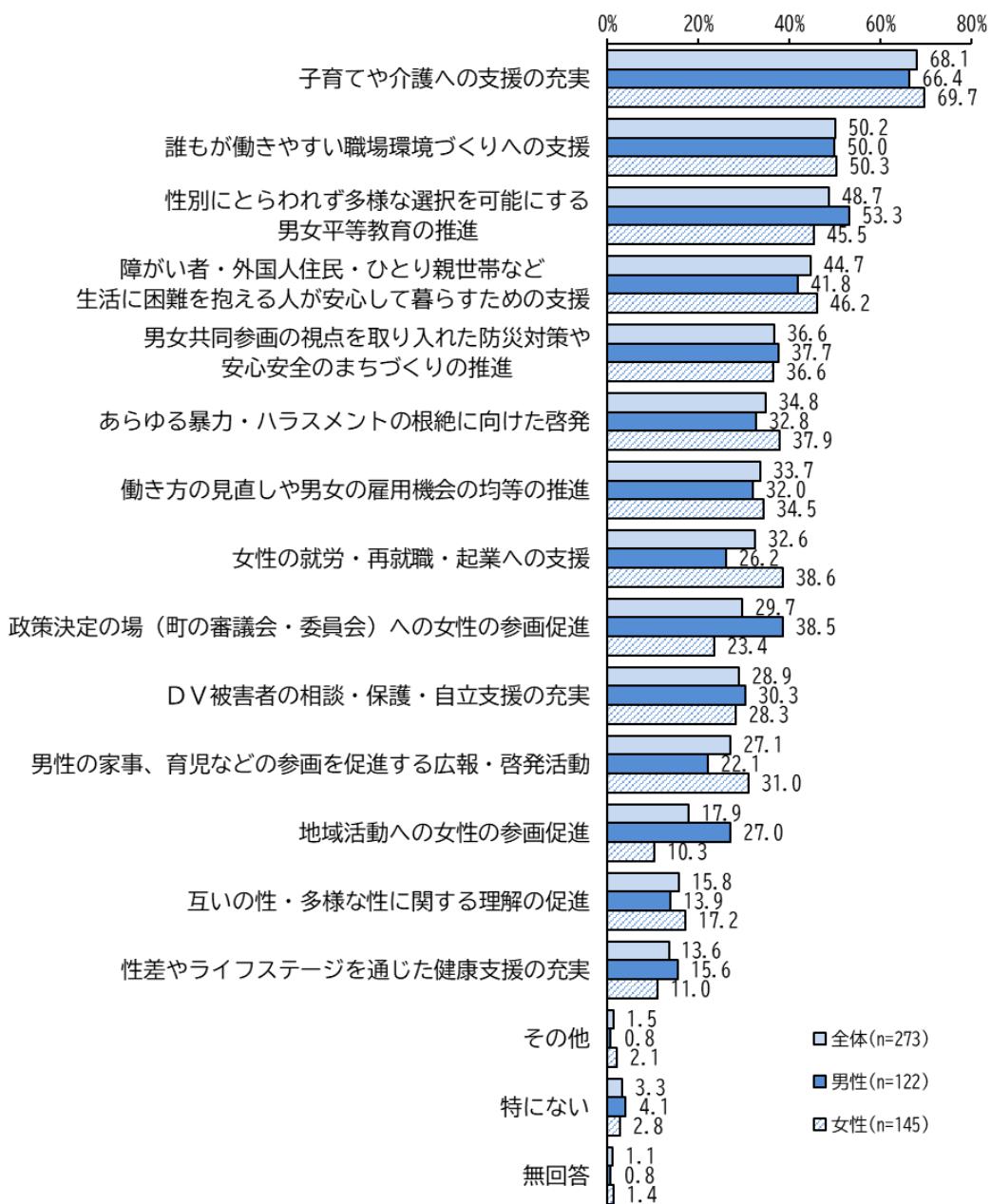
※本設問の回答者中に、性別が「わからない・答えたくない」の方が1人いるため、上のグラフの回答者数と男女の合計が一致しません。

④ 男女共同参画推進のために町が重点を置いて取り組むべきこと

子育てや介護への支援の充実が望まれる一方で、 女性は就労・再就職等への支援や男性の家庭参画の啓発

男女共同参画推進のために町が重点を置いて取り組むべきことは、「子育てや介護への支援の充実」が 68.1% で最も高く、次いで「誰もが働きやすい職場環境づくりへの支援」が 50.2%、「性別にとらわれず多様な選択を可能にする男女平等教育の推進」が 48.7% となっています。

性別でみると、「地域活動への女性の参画促進」と「政策決定の場（町の審議会・委員会）への女性の参画促進」は男性が女性を上回り（各 16.7／15.1 ポイント差）、「女性の就労・再就職・起業への支援」と「男性の家事、育児などの参画を促進する広報・啓発活動」は女性が男性をそれぞれ上回ります（各 12.4／8.9 ポイント差）。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本プランは、町民・事業者・行政の協働によって、中井町における男女共同参画の推進に関する施策を総合的に推進するものです。これまで「男女が協力し合い、支え合って喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会の実現」を目指し、2期にわたりプランの策定と推進を図ってきました。

町の最上位計画である「第七次中井町総合計画」におけるまちづくりの方向性や本町を取り巻く男女共同参画の現状と課題等を踏まえ、本プランの基本理念を新たに「だれもが自分らしく生きることのできるまち なかい～男女共同参画と多様性を尊重する社会の実現～」と定めます。

だれもが自分らしく生きることのできるまち なかい
～男女共同参画と多様性を尊重する社会の実現～

2. 基本目標

基本理念である「だれもが自分らしく生きることのできるまち なかい～男女共同参画と多様性を尊重する社会の実現～」の実現に向け、以下の3つの基本目標を掲げ、様々な施策を展開します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画と多様性を尊重する意識づくり

基本目標Ⅱ だれもが自分らしく働き・輝く環境づくり

基本目標Ⅲ すべての人の人権尊重と安心・安全な社会づくり

3. 計画の体系

だれもが自分らしく生きることのできるまちなかい
男女共同参画と多様性を尊重する社会の実現

基本目標Ⅰ 男女共同参画と多様性を尊重する意識づくり

- (1) 男女共同参画と多様性の推進に向けた意識啓発
- (2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

基本目標Ⅱ だれもが自分らしく輝き・働く環境づくり

中井町女性の活躍推進計画

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- (2) 女性のチャレンジ支援と環境整備
- (3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援
- (4) 男女ともに働きやすい環境の整備

基本目標Ⅲ すべての人の人権尊重と安心・安全な社会づくり

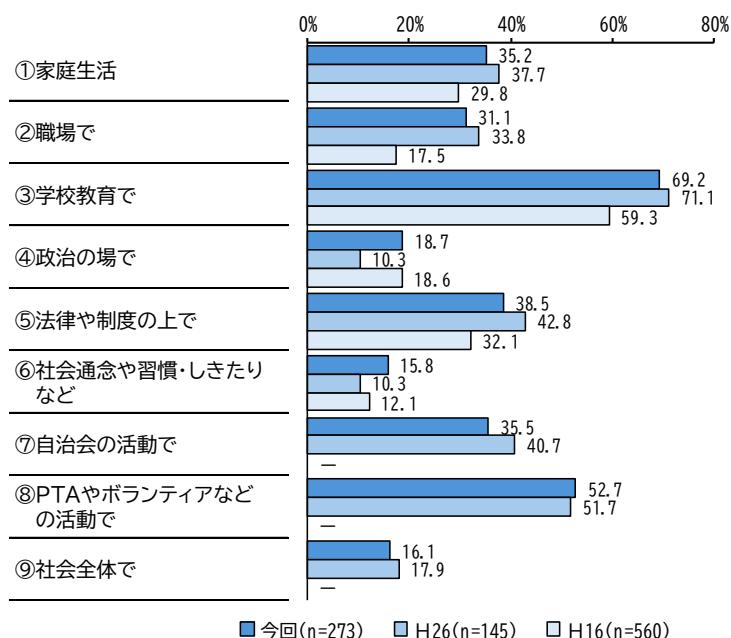
- (1) 人権を尊重するまちづくりの推進
- (2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶の推進
- (3) 困難を抱える女性への支援の推進
- (4) 生涯を通じた健康づくりと切れ目ない子育て支援の推進
- (5) 男女共同参画の視点に立った防災対策等の推進

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画と多様性を尊重する意識づくり

- 男女共同参画社会の実現は日本の重要な課題であり、国際社会で共有される基準でもあります。住民一人ひとりが、性別や世代、国籍等を問わず尊重されるためには、互いを思いやる気持ちを持ち、その違いをわかり合い理解することが重要です。
- 住民意識調査において、様々な分野での男女の平等感をたずねたところ、「平等」の割合は、平成26（2014）年度の前回調査から大きな変化は見られません。また、すべての分野で女性の『男性優遇』が男性を上回る（P17）など、特に女性で不平等を感じる人が多くなっています。
- 性別による不平等（ジェンダー・ギャップ）性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に気づき、住民の男女共同参画意識、多様性の推進に関する啓発や子どもから大人まで年代やライフステージに合わせた情報発信や学習機会の提供等に取り組むことが必要です。
- 学校教育の場は、人々の意識の形成に大きな影響を及ぼします。男女共同参画や多文化共生の意識づくりは、子どもの頃から行われることが重要であり、次代を担う子ども達が性別にとらわれることなく、選択肢や可能性を広げるための教育を推進する必要があります。
- 地域活動は、住民意識調査によると男性が担うことが多く、性別での不平等感の差がやや大きくなっています。高齢化が進行し、地域活動の担い手の確保が難しくなるなか、女性や若者、外国につながりのある住民などの多様な人材が参加しやすい仕組みにより持続可能な地域づくりを行うことが求められます。

各分野における男女の平等感（「平等」の割合）【全体／経年比較】



※平成16年の調査では、自治体の活動、PTAやボランティア、社会全体についての設問がないため、記載なし

(1) 男女共同参画と多様性の推進に向けた意識啓発

町民一人ひとりの多様性を認め合い、だれもがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現するため、様々なメディアを活用しながら意識啓発と情報発信を行います。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
1	広報紙等による情報提供	町広報紙、町ホームページ、SNS 等に男女共同参画に関する情報を掲載し、意識の啓発を行います。	地域防災課
★ 2	啓発冊子(リーフレット等)の発行	男女共同参画に関する啓発冊子(男女共同参画情報誌「ひだまり」等)を作成・配布します。	地域防災課
3	県及び近隣市町との連携による事業の実施	啓発活動などの事業を県及び近隣市町との連携により実施し、その効果を高めるとともに、連携体制の強化を図ります。	地域防災課
4	研修会（セミナー）・講演会・フォーラムの開催	男女共同参画をテーマとした研修会や講演会、フォーラム等を定期的に開催します。	地域防災課
5	行政文書（刊行物等）における用語や表現の見直し	行政文書（刊行物等）について、社会情勢の変化による用語の使い方や取り扱いの変化等の新しい情報に留意し、不適切な用語・表現の不使用の徹底を図ります。	総務課 地域防災課
6	情報の収集と図書資料の充実	男女共同参画に関する幅広い情報や関連図書の充実を図ります。	地域防災課 生涯学習課
7	「中井町パートナーシップ宣誓制度」の周知と性の多様性への理解促進	性的マイノリティの方をはじめ、婚姻制度を利用できないカップルの方を対象に、町が二人の関係性を認める「中井町パートナーシップ宣誓制度」を周知し、適切な利用につなげます。また、性の多様性への正しい理解に向けた意識啓発を行います。	福祉課 地域防災課
8	多文化共生の推進	地域への多文化共生の啓発や地域住民との交流会の実施による地域コミュニティの形成、外国につながりのある住民に対するやさしい日本語や多言語による情報発信により多文化共生を推進します。	地域防災課

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

幼児期から成人期まで継続して、人権や男女平等についての正しい理解と認識が身につくような教育を進めるとともに、教職員等への研修の充実を図ります。また、だれもが学習に取り組むことのできる環境づくりを推進します。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
9	教育相談の充実	家庭における子どもの教育や養育上の問題に対応するため、教育相談を充実します。	教育課
10	小・中学校での男女平等教育の推進	児童生徒一人ひとりの人権を尊重する男女共同参画の視点に立った教育指導を行います。	教育課
11	保健体育科・技術家庭科の男女共習の推進	保健体育科・技術家庭科の男女共習を推進し、男女平等意識の形成を図ります。	教育課
12	思春期教育（性教育）の推進	性について正しく理解されるよう、児童・生徒の発達段階に応じた思春期教育（性教育）を継続的に推進します。	教育課
13	性別にとらわれない進路指導	性別にとらわれず、個々の能力、適性を重視した進路指導を行います。	教育課
14	教職員研修の充実	学校における男女平等教育の推進に向け、教職員の意識向上を図るため、研修等を充実します。	教育課
15	★ 各種講座等開催時における託児の実施	子どもを持つ保護者の学習などへの参加をしやすくするため、講座や講演会などの開催時における託児の実施や参加しやすい環境づくりに努めます。	関係課・局
16	外国につながりのある児童生徒への学習の支援	国際教室の設置及び日本語指導員の配置により、児童生徒が学校生活にすみやかに順応できるように取り組みます。	教育課
17	自主的な学習活動への支援等	自主的な学習活動に対して、学習場所を提供するとともに、広報、情報誌、町ホームページ等で学習や団体の情報の提供に努めます。	地域防災課 生涯学習課

(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進

性別や世代、国籍に関わりなく参加できる地域の交流活動を促進することで、地域活動の活性化や持続可能で多様性のある地域づくりを推進します。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
18	地域活動に関する情報の提供	地域活動やボランティア活動に気軽に参画できるよう、広報誌等による情報提供に努めます。	地域防災課
★ 19	地域活動（自治会活動等）への女性の参画の促進	自治会活動など地域活動に女性が積極的に参画できるよう、女性が参画しやすい環境づくりに関する意識啓発を行います。	地域防災課
20	公共施設（公民館等）の交流の場としての活用	女性団体等の情報交換や活動交流の場として、公共施設（公民館等）の活用を促進します。	生涯学習課

■ 基本目標Ⅰの数値指標 ■

★の付いた施策（事業）に指標が設定されています。

(1)の指標	男女共同参画情報誌「ひだまり」の発行	
	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
	2回／年	2回／年以上
(2)の指標	託児ボランティア登録者数	
	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
	9名	10名
(3)の指標	自治会役員研修会における啓発回数	
	現状値(令和6年度)	目標値(令和12年度)
	1回／年	1回／年以上

基本目標Ⅱ だれもが自分らしく輝き・働く環境づくり

- 国では、平成15（2003）年に掲げた「2020年までに指導的地位の女性割合を30%に」という目標が達成できなかったことから、第5次基本計画では2020年代の可能な限り早期に実現することを目指し、第6次基本計画でもさらに取り組みを加速させることとしています。
- 本町においては、審議会等の委員における女性の割合は2割台で推移と国や県の水準を下回ります。また、年齢構成の影響により町役場の管理職は課長補佐職以上で女性の割合が低くなっています（P13）。町政や審議会等に女性が積極的に関わることで、多様な視点が反映されることから、今後も継続的な取組が求められます。
- 住民意識調査において、性別にかかわらず、すべての人がともに働きやすくなるために必要なことは、若い世代は柔軟な働き方、50～60歳代は職場の理解・協力、70歳以上では家族の理解・協力など年代による違いが見られます。
また、家庭内の分担は、男性で生活費を稼ぐこと、女性で家事・育児等に偏っており、そうした家庭内の分担への女性の満足度が低くなっています。
- 女性の再就職や起業の支援により、女性のチャレンジできる領域を広げていくこと、性別を問わず働きやすい環境づくりや多様な働き方への取り組みを推進すること、また、働く人の能力の発揮や就業継続の観点からも、ハラスメント等が起こらない職場づくりを進めることが重要です。
- 住民のだれもが理想とする生き方や働き方を実現し、共働き・共育て、仕事と家事・子育て・介護などのワーク・ライフ・バランスが叶う環境の整備に努めること、女性に偏りがちな家事・育児等を男女がともに担えるよう、意識啓発や子育て支援の充実を図っていくことが必要です。

すべての人が働きやすくなるために必要なことの第1位【年代別】



(1) 政策・方針決定の場への女性の参画の推進

町政の方針・意思決定の場に多様な視点を取り入れ、だれもが暮らしやすいまちにしていくために、庁内の関係各課と連携して、女性の積極的な登用の推進と町の審議会等、政策や方針を決定する過程への女性の参画を促進します。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
★ 21	町の審議会・委員会等への女性委員の登用の推進	審議会・委員会等の委員への女性の積極的登用を図るため、関係団体への女性の推薦要請や公募制の拡大に努めます。	全課・局
22	まちづくりパートナー制度での人材情報の整備・提供	各分野で活躍している人材を発掘し、その情報を人材バンクとして整備し、町民に提供します。	地域防災課
23	各種団体役員への女性登用促進	自治会などの地域で活動する各種団体の役職者に女性の登用が図られるよう、啓発に努めます。	関係課
24	各種広聴事業（モニター制度等）の活用	モニター制度等各種広聴事業を活用して、町政に対する女性の意見を反映していきます。また、事業への女性の参加を促進します。	地域防災課
25	男女共同参画推進懇話会の開催	町民との協働により男女共同参画を推進するため、男女共同参画や女性活躍に関する内容を議論する男女共同参画推進懇話会等を開催します。	地域防災課

(2) 女性のチャレンジ支援と環境整備

年代やライフステージに合わせて、女性一人ひとりの能力を活かし、経済的自立を実現できるよう、女性の就労や起業、出産・子育てで退職した方の再就職に向けた支援や農商工等の分野における女性の活動を支援します。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
★ 26	中井町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の推進	計画に基づき、町役場における女性活躍と仕事と家庭生活の両立に向けた職場環境の整備を推進するとともに、町内の一事業所として役場の取組情報を発信することにより啓発を推進します。	総務課
27	女性活躍に関する情報の提供	関係機関との連携により、女性がキャリアについて考えるときに役立つ情報やキャリアアップにつながる講座などの情報の提供に努めます。	産業環境課

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
28	女性の学習・自己啓発機会の充実	女性がその能力を十分に発揮して、様々な分野への参画が可能となるよう、学習機会や自己啓発機会の充実を図ります。	関係課・局
29	男女雇用機会均等法等の法律や制度の事業主に対する周知	県等の関係機関と協力して、事業主などに対し男女雇用機会均等法やパートタイム労働法など法律や制度の周知を推進します。	産業環境課
30	起業に関する情報の提供	起業関連情報の提供を行うなど、女性の起業の支援に努めます。	産業環境課
31	再就職のための講座等の情報発信	育児・介護等のため就業を中断した女性の再就職を支援するため、県や関連機関が主催する資格取得などの学習講座等の情報を積極的に提供します。	地域防災課 産業環境課
32	農業や商工自営業にかかる女性の活動支援	農業や商工自営業の担い手として、男女が対等に経営に参画できる環境づくりに努めるほか、農産物の生産や加工、販売などを行う女性グループの育成・支援を推進します。	産業環境課

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援

男女が協力して家庭に参画するという意識を醸成するとともに、ニーズに応じて保育・子育て支援や介護を受けられるよう、利用しやすいサービスを提供します。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
33	家庭・地域活動等への参画の促進	男性を対象とした料理教室をはじめ、男女が協力して家事・育児等を行うことや地域活動等への参画を促進するため、各種講座の充実に努めます。	健康課 井ノ口公民館
34	福祉教育（育児体験・介護体験）の推進	育児や介護を体験することにより、思いやりの心を育み、育児・介護を男女が共に担うという意識向上を図ります。	教育課 健康課
35	「中井町子ども・子育て支援事業計画」の推進	保護者の仕事と生活の調和の実現のため、「中井町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援サービスの充実を図ります。	福祉課

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
36	保育サービスの充実	保護者の就労、疾病、育児疲れ等に伴う多様な保育ニーズに対応し、多くの子育て家庭が利用しやすいサービスの提供に努めます。	福祉課
37	放課後児童健全育成の推進	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象とした放課後児童健全育成事業（学童保育）を推進します。	福祉課
38	★ ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育て中の保護者の多様なニーズに応えるため、地域の方の協力を得ながら子育て支援を行うファミリー・サポート・センター事業を推進します。	福祉課
39	「中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進	「中井町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の自立支援と重度化防止、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。	健康課
40	介護保険制度の円滑な運営	利用者のニーズに適切に対応し、利用者が満足できる質の高いサービスの提供を促進するなど、介護保険制度の円滑な運営に努めます。	健康課
41	高齢者の在宅生活の支援	高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、在宅で高齢者を介護する家族に対し、在宅サービスの充実に努めます。	健康課
42	家族介護者の支援	介護者の精神的・身体的負担を軽減するため、家族介護者の相談・支援を行うとともに、情報交換や介護、認知症支援に関する知識習得を目的とした、家族介護交流等の取組を実施します。	健康課

(4) 男女ともに働きやすい環境の整備

性別にとらわれず、だれもが働きやすく働きがいのある職場環境の整備に向けた事業所への意識啓発・情報発信や国・県の助成制度等の周知を行います。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
43	職場環境改善に向けた啓発や情報発信	県など関係機関と協力して、事業主などに対し、労働時間の短縮や多様な働き方の導入など職場環境の改善について啓発や情報発信を行います。	産業環境課
44	育児・介護休業制度の普及と男性の取得促進	仕事と家事や育児、介護を両立しながら働き続けることができるよう、育児・介護休業制度の普及と男性の取得促進に向けた情報提供に努めます。	産業環境課
45	各種ハラスメント防止のための啓発	関係機関と連携して、事業主に対し、各種ハラスメント防止に向けた啓発や情報提供を行います。	産業環境課
★ 46	各種ハラスメントに関する町職員・教職員への研修の実施	すべての町職員・教職員に対し、各種ハラスメントを防止するための研修を行います。	総務課 教育課

■ 基本目標Ⅱの数値指標 ■

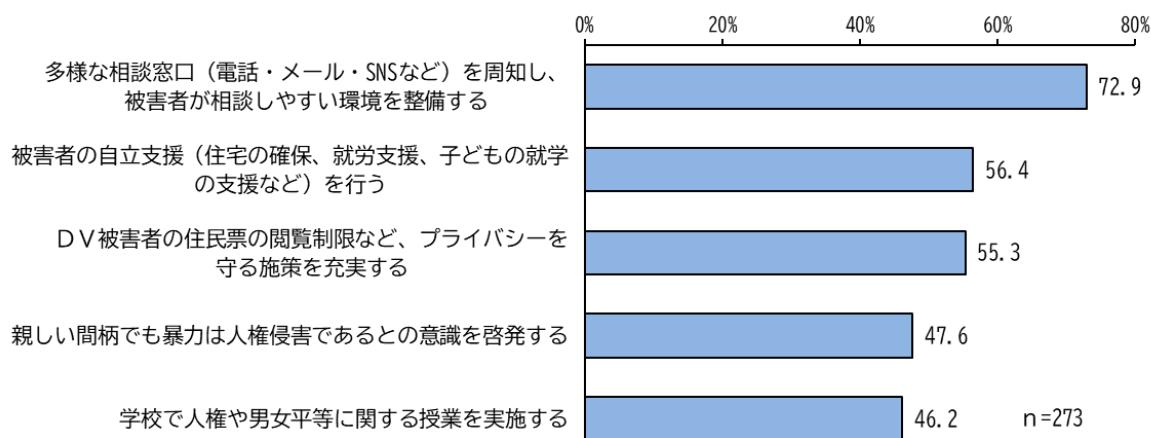
★の付いた施策（事業）に指標が設定されています。

(1)の指標	町の審議会・委員会等への女性委員の登用率	
	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
	27.8%	35%
(2)の指標	参事・課長級の女性職員の割合	
	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 12 年度)
	14.3%	30%
(3)の指標	男性職員の育児休業取得率	
	現状値(令和6年度)	目標値(令和 12 年度)
	50%	85%
(4)の指標	ファミリー・サポート・センター事業の会員数	
	現状値(令和 5 年度)	目標値(令和 12 年度)
	25 名	20 名以上
(4)の指標	職員研修の開催回数	
	現状値(令和 7 年度)	目標値(令和 12 年度)
	1 回／年	1 回／年以上

基本目標Ⅲ すべての人の人権尊重と安心・安全な社会づくり

- だれもが性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮する男女共同参画社会の実現にあたっては、個人の人権が尊重され、安全・安心に暮らせることが不可欠です。
- 配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力等は、重大な人権侵害であり、その予防と被害からの回復に取り組み、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題です。
- 住民意識調査では、DVやデートDVの対策や防止のために必要なこととして、多様な相談窓口の周知と相談しやすい環境整備が最も多くなっています。性別では、女性でDV被害者のプライバシーを守る施策の充実が多くあげられています。
- 女性は予期せぬ妊娠など性や生殖の問題、出産・育児によるキャリアの断絶が起こりやすい、男性に比べ非正規雇用の割合が高いことなどから経済的な困窮を抱えやすいなど、女性特有の困難さがあります。こうした状況の女性に対し包括的な支援を行うことができるよう、令和6（2024）年4月より「女性支援法」が施行されています。
- 男女ともにホルモンバランスが健康に及ぼす影響があることから、思春期・成熟期・更年期・老年期などライフステージに応じた支援を行うほか、性別を問わず性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めた将来設計などを考え健康管理を行うプレコンセプションケアなど、関係機関と連携して住民一人ひとりが充実した人生を送るための支援の充実を図ります。
- 妊娠・出産は女性にとって、身体的な影響や大きな環境の変化をもたらすことから、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を行うことが重要です。
- 大規模な災害の発生時には、特に女性や子どもなど弱い立場に置かれやすい人々により多くの影響が現れることが指摘されています。令和6年能登半島地震においても、災害対応において男女共同参画の視点からの取組の促進が呼びかけられています。

DVやデートDVの対策や防止のために必要なこと（上位5項目）



(1) 人権を尊重するまちづくりの推進

町民一人ひとりの人権の尊重により、だれもがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現するため、人権問題に関する正しい理解と認識を深めるための教育や啓発活動を推進します。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
★ 47	人権啓発活動の推進	町民一人ひとりが人権に関する正しい知識や人権感覚を身に付けることができるよう、広報誌や講演会等による啓発を推進します。	福祉課 生涯学習課
48	学校での人権教育の推進	人権尊重、男女平等の視点に立った教育を推進します。	教育課
49	人権に関する相談の充実	人権擁護委員への女性の登用や電話・LINEを活用するなどだれもが利用しやすい相談体制の整備に努めます。	福祉課

(2) ジェンダーに基づくあらゆる暴力根絶の推進

【中井町配偶者等からの暴力(DV)の防止及び被害者支援基本計画】

DVをはじめあらゆるジェンダーに基づく暴力を許さない社会づくりと暴力の防止に向けた啓発や情報提供を行うとともに、被害者が相談しやすい体制づくりと関係機関の連携による安全確保に取り組みます。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
★ 50	ジェンダーに基づく暴力を許さない意識啓発の推進	配偶者暴力は重大な人権侵害であるという意識を広め、その発生を防止するため、広報誌やSNS等による啓発を推進します。	福祉課 地域防災課
51	DV相談体制の充実と被害者の安全確保	DV被害者への相談体制の充実を図り、府内各課や県、警察、民間団体などの関係機関との連携により、被害者の保護を行います。	福祉課 税務町民課
52	児童虐待防止の相談・支援とネットワーク体制の強化	地域の関係機関及び府内各課と連携して相談・支援ネットワーク体制を強化し、児童虐待の防止と早期発見・対応に努めます。	福祉課 健康課 教育課

(3) 困難を抱える女性への支援の推進 【中井町困難女性支援基本計画】

複雑化・複合化する様々な困難に直面している女性が相談しやすい環境を整備するほか、府内各課をはじめ多様な関係機関との連携協力により当事者である女性の希望に応じた支援を行います。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
★ 53	困難な問題を抱える女性への相談の対応	相談員に福祉専門職を配置するほか、相談内容に応じて女性職員が対応するなどケースに応じた対応を行います。また、県の女性相談員と連携し、適切な支援につなげます。	福祉課
54	女性支援に関する多様な相談窓口の周知	国や県が設置する多様な相談窓口の周知や支援に関する情報を発信します。	福祉課
55	女性支援に向けた連携体制の構築	複雑化・複合化する問題を抱えた女性の支援に向けて、関係機関や府内各課との連携・協力体制を構築します。	福祉課 関係課
56	ハイリスク妊婦への支援	妊娠届出時より支援が必要と思われる妊産婦（ハイリスク妊婦）に対しては、安心して周産期が過ごせるよう継続的な支援体制を確保します。	健康課

困難な問題を抱える女性への支援とは

困難な問題を抱える女性への支援については、従来売春防止法（昭和31年制定）に基づき、「売春をなすおそれのある女子」に対する保護更生等を目的として、補導処分や相談対応等が行われてきました。

一方で、近年の女性をめぐる課題は、虐待を受けた経験や障がいによる生きづらさ、性暴力被害や生活困窮など複雑化・多様化・複合化しており、このような多様な問題を抱える女性に対する「支援」を中心に据えた新しい法律の必要性が指摘されるようになりました。

こうした声を受けて、「女性の福祉」や「人権の尊重・擁護」を目的に、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現を目指して、令和4年5月に「女性支援法」が制定されました（令和6年4月1日施行）。

(4) 生涯を通じた心身の健康づくりと切れ目ない子育て支援の推進

子どもから高齢期まで町民が生涯にわたり健やかに暮らせるよう、男女の心身の健康に関する正しい知識・情報を提供するとともに、ライフステージに応じた健康づくりを支援します。また、妊娠・出産から子育てまで切れ目のない子育て支援を行います。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
★ 57	健康管理や健康づくりへの支援	生涯を通じた健康の維持・増進のため、健康教育、健康相談、健康診査、がん検診などを実施します。	健康課
58	介護に関する相談体制の充実・地域包括ケアシステムの推進	介護に関する総合的な相談体制を充実するとともに、保健・福祉・医療の各機関の連携による地域包括ケアシステムの推進に努めます。	健康課
59	介護予防と自立した生活の支援	高齢者が要介護状態になることを予防するため、身体機能の維持・回復を図る機能訓練など介護予防の推進に努めます。	健康課
60	こども家庭センター（なかいネウボラ）の運営	妊娠・出産・子育てまでの切れ目ない支援のほか、こどもに関する多様な不安や困りごとに対し、保健師をはじめ複数の専門職による相談対応と連携により、0歳から18歳までの子どもやその家族、妊娠婦への支援をワンストップで提供します。	健康課 福祉課
61	育児相談の充実	子育てに不安を持つ保護者を支援するため、育児相談・栄養相談・母乳相談を充実します。	健康課
62	子育てに関する講座の開催	育児についての知識の普及と保護者同士の交流などを行う子育て講座を開催します。その際に、男性も参加しやすい環境の整備に努めます。	健康課 福祉課
63	子育て支援センターの運営	子育て中の保護者の育児相談や保護者同士の交流や情報交換ができるよう、地域の子育ての拠点として子育て支援センターを運営します。	福祉課
64	子育てネットワークづくりへの支援	地域ぐるみでの子育てができるよう、育児サークル同士をつなぐ子育てネットワークづくりへの支援に努めます。	健康課 福祉課
65	外国につながりのある住民への子育て支援	外国につながりのある女性が安心して妊娠・出産期を過ごし、子育てができるよう個別支援を行うとともに、同じような立場の人同士が支えあえる機会の提供や言葉の壁に対するサポート体制の整備に努めます。	健康課 福祉課

(5) 男女共同参画の視点に立った防災対策等の推進

防災対策・復興対応において、女性をはじめ高齢者、障がいのある人、子ども等に対し、きめ細かい配慮が必要となることから、防災に関する方針・意思決定過程や避難所運営の場等への女性の参画を図り、男女双方の視点を取り入れることで、地域防災力の向上を図ります。

No.	施策（事業）の名称	施策（事業）の概要	担当課
66	女性の視点を取り入れた防災対策の強化	災害時等の避難所運営等に女性からの視点を取り入れ、だれもが安心安全に避難生活を送ることができるよう、環境整備等に努めます。	地域防災課
67	★ 自主防災会への女性の参画促進	自主防災会や防災訓練に女性が参加する意義を啓発するとともに、女性参加者に向けた学習機会の提供を行います。	地域防災課

避難所チェックシート

避難所チェックシート

確認日：_____ 確認者：_____

① 避難所のスペース	
プライバシー	<input type="checkbox"/> 授乳室（椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース）がある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースがある <input type="checkbox"/> 男女別更衣室、男女別休養スペースが離れた場所にある <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	<input type="checkbox"/> 適切な通路が確保され、段差が解消されている <input type="checkbox"/> 乳幼児のいる家庭用エリアがある <input type="checkbox"/> 介護・介助が必要な人のためのエリアがある <input type="checkbox"/> 単身女性や女性のみの世帯用エリアがある <input type="checkbox"/> 女性専用スペース（女性用品の配置・女性相談）がある <input type="checkbox"/> キッズスペース（子供たちの遊び場・勉強・情報提供）や保育エリアがある <input type="checkbox"/> 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）が提供されている
トイレ	<input type="checkbox"/> 安全で行きやすい場所に設置されている <input type="checkbox"/> 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある <input type="checkbox"/> 女性トイレ：女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め <input type="checkbox"/> 男性トイレ：尿取りパット等の配置 <input type="checkbox"/> 多目的トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 洋式トイレが設置されている <input type="checkbox"/> 屋外トイレは暗がりにならない場所に設置されている <input type="checkbox"/> トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている <input type="checkbox"/> トイレに錠がある
入浴施設	<input type="checkbox"/> 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある <input type="checkbox"/> 男女間わざー一人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設がある
安全	<input type="checkbox"/> 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている <input type="checkbox"/> 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	<input type="checkbox"/> 各部屋に部屋札（ピクトグラム、やさしい日本語）が設置されている <input type="checkbox"/> 揭示板による情報提供（インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け）がされている

資料：内閣府男女共同参画局「災害対応力を強化する女性の視点
～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和2年5月）



■ 基本目標Ⅲの数値指標 ■

★の付いた施策（事業）に指標が設定されています。

(1)の指標	人権講演会の開催回数	
	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
	1回／年	1回／年以上
(2)の指標	ジェンダーに基づく暴力に関するSNSによる啓発回数	
	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
	1回／年	3回／年以上
(3)の指標	女性相談に従事する職員の各種研修への参加	
	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
	1回／年	2回／年
(4)の指標	女性特有のがん(子宮頸・乳がん)検診受診者数	
	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
	436 件／年	400 件／年以上
(5)の指標	自主防災会への啓発回数 (情報誌やリーフレットによる啓発を含む)	
	現状値(令和 6 年度)	目標値(令和 12 年度)
	0組織／年	5組織／年